

後期高齢者医療

1. 後期高齢者医療制度

老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことに伴い、平成 20 年 4 月から老人保健制度が廃止され、75 歳以上の人全てが加入する後期高齢者医療制度が創設されました。各都道府県に設けられた後期高齢者医療広域連合が保険者となって医療給付を行い、市町村は保険料の徴収、被保険者証の交付など窓口業務を行っています。

2. 被保険者となる人

- (1) 75 歳以上の人（75 歳の誕生日から）
- (2) 65 歳以上 75 歳未満で一定の障害があると認定された人（認定を受けた日から）
（申請が必要です。障害認定基準は、下記のとおりとなります。）

- ・障害年金 1 級または 2 級の受給者
 - ・身体障害者手帳 1 級～3 級の該当者
 - ・身体障害者手帳 4 級の音声または言語機能障害、下肢障害の 1 号、3 号または 4 号該当者
 - ・精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級該当者
 - ・療育手帳 A または㊤該当者
- など

3. 被保険者の状況

区分 \ 年度	H30	R1	R2	R3	R4
男 性	9,087 人 (389 人)	9,284 人 (356 人)	9,349 人 (361 人)	9,550 人 (331 人)	9,824 人 (312 人)
女 性	11,541 人 (261 人)	11,900 人 (274 人)	12,085 人 (275 人)	12,465 人 (259 人)	13,077 人 (250 人)
合 計	20,628 人 (650 人)	21,184 人 (630 人)	21,434 人 (636 人)	22,015 人 (590 人)	22,901 人 (562 人)

() 内の数値は障害者であり内数。

4. 保険料の決まり方

○保険料は、被保険者全員が個人ごとに保険料を納付します。全員が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」を合計して計算されます。保険料を計算するための保険料率は、後期高齢者医療広域連合が 2 年ごとに見直しを行っています。（茨城県内は均一の保険料率となります。）

- ・令和 4・5 年度の保険料率
 - 均等割額 46,000 円
 - 所得割率 8.50%
 - 賦課限度額 660,000 円

〔参考〕令和 2・3 年度の保険料率

- 均等割額 46,000 円
- 所得割率 8.50%
- 賦課限度額 640,000 円

- ・保険料＝均等割額＋所得割額（{総所得金額等－基礎控除額}×所得割率 8.50%）

5. 保険給付

(1) 保険給付等の内容

○高額療養費…同じ月内に支払った医療費の自己負担額が高額になった場合は、申請により自己負担限度額を超えた分が支給されます。

自己負担限度額（月額）

区 分		外 来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	Ⅲ 課税所得 690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (4回目以降の限度額は140,100円)	57,600円 (4回目以降は44,400円)
	Ⅱ 課税所得 380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (4回目以降の限度額は93,000円)	
	Ⅰ 課税所得 145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (4回目以降の限度額は44,400円)	
一 般Ⅱ	18,000円または (6,000円+(医療費-30,000円)×10%) の低い方を適用 (年間上限144,000円)	57,600円 (4回目以降は44,400円)	
一 般Ⅰ	18,000円 (年間上限144,000円)		
低所得者Ⅱ *1	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ *2		15,000円	

*1 世帯の全員が住民税非課税（低所得者Ⅰ以外）の被保険者

*2 世帯の全員が住民税非課税で、その世帯員全員の一人ひとりの所得（公的年金収入がある場合は、公的年金収入金額から80万円を控除した額、給与所得がある場合は、給与所得の金額から10万円を控除した額）が0円となる被保険者

※ 月の途中で75歳になり、後期高齢者医療制度に加入した人は、誕生月の自己負担限度額が通常の2分の1になります。

※ 特定疾病の人の自己負担限度額は10,000円

【自己負担割合が2割となる被保険者への配慮措置】

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある被保険者及びその被保険者と同一世帯にいる被保険者は、現役並み所得者を除き自己負担割合が2割となりました。

これに伴い、2割負担となる被保険者については、令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間は、負担割合の引き上げに伴う1か月の外来の医療費の負担増加額を3,000円までに抑える「配慮措置」が適用となります。（入院の医療費は対象外）

なお、配慮措置による払い戻しがある場合は、高額療養費として支給されます。

○葬祭費…被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人に支給されます。

1人 50,000円

(2) 自己負担割合

所得区分	割合
<p>【現役並み所得者】 住民税課税所得（扶養控除の見直しに伴う調整控除後の金額）が145万円以上の被保険者及びその被保険者と同一世帯にいる被保険者。 ただし、次のA又はBに該当する方は、負担割合が1割もしくは2割となります。</p>	3割
<p>A. 現役並み所得者のうち、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいる世帯で、被保険者全員の旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の被保険者。</p>	
<p>【一般Ⅱ】 ①被保険者が世帯に1人の場合 ・年金収入＋その他の合計所得金額が200万円以上 ②被保険者が世帯に2人以上の場合 ・年金収入＋その他の合計所得金額の合計が320万円以上</p>	2割
<p>【一般Ⅰ】 ③被保険者が世帯に1人の場合 ・年金収入＋その他の合計所得金額が200万円未満 ④被保険者が世帯に2人以上の場合 ・年金収入＋その他の合計所得金額の合計が320万円未満</p>	1割
<p>B. 現役並み所得者のうち、基準収入額が適用される被保険者。 ※市で収入の額を把握できない場合は、基準収入額適用申請が必要です。</p>	
<p>【一般Ⅱ】 ⑤被保険者が世帯に1人の場合 ・総収入の額が383万円未満であり、年金収入＋その他の合計所得金額が200万円以上 ⑥被保険者が世帯に2人以上の場合 ・総収入の合計額が520万円未満であり、年金収入＋その他の合計所得金額の合計が320万円以上 ⑦被保険者が世帯に1人で、同一世帯に70歳以上75歳未満の世帯員がいる場合 ・総収入の合計額が520万円未満であり、被保険者の年金収入＋その他の合計所得金額が200万円以上</p>	2割
<p>【一般Ⅰ】 ⑧被保険者が世帯に1人の場合 ・総収入の額が383万円未満であり、年金収入＋その他の合計所得金額が200万円未満 ⑨被保険者が世帯に2人以上の場合 ・総収入の合計額が520万円未満であり、年金収入＋その他の合計所得金額の合計が320万円未満 ⑩被保険者が世帯に1人で、同一世帯に70歳以上75歳未満の世帯員がいる場合 ・総収入の合計額が520万円未満であり、被保険者の年金収入＋その他の合計所得金額が200万円未満</p>	1割

<p>【一般Ⅱ】 現役並み所得者を除く，一定以上の所得のある被保険者及びその被保険者と同一世帯にいる被保険者。</p> <p>① 被保険者が世帯に1人の場合 ・住民税課税所得が28万円以上であり，年金収入＋その他の合計所得金額が200万円以上</p> <p>②被保険者が世帯に2人以上の場合 ・住民税課税所得が28万円以上であり，年金収入＋その他の合計所得金額の合計が320万円以上</p>	2割
<p>【一般Ⅰ】 現役並み所得者，一般Ⅱ，低所得者Ⅱ，低所得者Ⅰ以外の被保険者。</p>	
<p>【低所得者Ⅱ】 世帯の全員が住民税非課税（低所得者Ⅰ以外）の被保険者。</p>	1割
<p>【低所得者Ⅰ】 世帯の全員が住民税非課税で，その世帯全員の一人ひとりの所得（公的年金収入がある場合は，公的年金収入金額から80万円を控除した額，給与所得がある場合は，給与所得の金額から10万円を控除した額）が0円となる被保険者。</p>	

6. 東日本大震災の被災者に対する保険料減免等の状況

(1) 保険料の減免の概要及び実績

東日本大震災により被災した被保険者に係る平成23年度及び平成24年9月までの後期高齢者医療保険料を減免しました。また、福島第一原子力発電所事故に伴い国より避難又は退避の指定を受けた地域に平成23年3月11日時点で居住していた方で、ひたちなか市に住所を有する被保険者に係る平成23年度から令和4年度までの各年度の後期高齢者医療保険料（全額又は4月～9月分）を免除しました。

平成23年度：346名（内訳：全壊39名，半壊・大規模半壊305名，原発被災被保険者2名）
平成24年度：339名（内訳：全壊35名，半壊・大規模半壊302名，原発被災被保険者2名）
平成25年度：2名（内訳：原発被災被保険者2名）
平成26年度：3名（内訳：原発被災被保険者3名）
平成27年度：1名（内訳：原発被災被保険者1名）
平成28年度：1名（内訳：原発被災被保険者1名）
平成29年度：2名（内訳：原発被災被保険者2名）
平成30年度：1名（内訳：原発被災被保険者1名）
令和元年度：2名（内訳：原発被災被保険者2名）
令和2年度：2名（内訳：原発被災被保険者2名）
令和3年度：3名（内訳：原発被災被保険者3名）
令和4年度：5名（内訳：原発被災被保険者5名）

(2) 医療費の一部負担金免除の概要及び実績

東日本大震災により被災した被保険者に係る平成23年3月11日から平成24年9月までの医療費の一部負担金を免除しました。また、福島第一原子力発電所事故に伴い国より避難又は退避の指定を受けた地域に平成23年3月11日時点で居住していた方で、ひたちなか市に住所を有する被保険者に係る平成23年度から令和4年度までの各年度の医療費の一部負担金を免除しました。

平成23年度：346名（内訳：全半壊344名，原発被災被保険者2名）
平成24年度：339名（内訳：全半壊337名，原発被災被保険者2名）
平成25年度：2名（内訳：原発被災被保険者2名）
平成26年度：3名（内訳：原発被災被保険者3名）
平成27年度：1名（内訳：原発被災被保険者1名）
平成28年度：1名（内訳：原発被災被保険者1名）
平成29年度：2名（内訳：原発被災被保険者2名）
平成30年度：1名（内訳：原発被災被保険者1名）
令和元年度：2名（内訳：原発被災被保険者2名）
令和2年度：2名（内訳：原発被災被保険者2名）
令和3年度：3名（内訳：原発被災被保険者3名）
令和4年度：5名（内訳：原発被災被保険者5名）

7. 新型コロナウイルス感染症による保険料減免の状況

(1) 保険料の減免の概要及び実績

新型コロナウイルス感染症の影響により、下記のいずれかに該当する被保険者に対して、後期高齢者医療保険料を減免しました。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の属する世帯の主たる生計維持者（世帯主）が死亡し、または重篤な傷病を負った方。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の属する世帯の主たる生計維持者（世帯主）の事業収入等の減少が見込まれ、かつ、茨城県後期高齢者医療広域連合の減免基準に該当する方。

令和 元年度：14名*

令和 2年度：16名

令和 3年度：6名

令和 4年度：7名

*令和元年度については、令和2年度中に減免申請の受付をし、令和2年2月1日から令和2年3月31日までに納期限が到来する保険料を遡及して減免しました。